

議案第 30 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

記

- 1 損害賠償の相手方
壱岐市芦辺町 個人

- 2 損害賠償額
948,000 円

- 3 損害賠償の理由

令和 5 年 11 月 28 日午前 7 時 30 分頃、消防署勝本出張所において、火災に使用した消防ホースをホース乾燥塔で乾燥中、消防ホースが風にあおられ、ホース先端金具部分が固定していたロープから外れ、駐車場に駐車中の損害賠償の相手方車両に接触し損傷させた。

(提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を経る必要がある。